第182回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題 1 会議録の承認

2 審議事項

(1) 横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける「オンラインでのセカンドオピニオン提供サービスに係る事務」について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(2) 産業医職場巡視業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

- (3) 認定・利用調整事務におけるRPA・AI-OCR導入委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届 出書を含む。)
- (4) 中核機関における成年後見制度利用促進事業について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届 出書を含む。)
- (5) 建築物の耐震改修の促進に関する事務について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
- (6) 特別定額給付金について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届 出書を含む。)
- (7) 子育て世帯への臨時特別給付金について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届 出書を含む。)
- (8) 人事給与システムとの連携に係るアカウント管理システムの改修及 び運用について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更 届出書を含む。)

(9) 令和2・3年度オンライン健康医療相談モデル事業における成果連動型業務委託について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

- (10) ひとり親世帯等への臨時特別給付金(市)について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届 出書を含む。)
- (11) ひとり親世帯臨時特別給付金(国)について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届 出書を含む。)
- (12) 医療関係統計事務の一部委託について
- (13) 長期優良住宅認定申請台帳システムの構築及び運用について (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更 届出書を含む。)
- (14) 直接請求に係る署名簿データ入力作業委託について
- (15) 是正の申し出に係る処理案について

3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告
 - ア 横浜市南浅間保育園防犯カメラ運用事務
 - イ 市庁舎防犯カメラ運用事務
 - ウ 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターの防犯カメラ運用事務
- (2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
 - ア 子どものまちづくりイベント Mini Mini Midori
 - イ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条第2 項に基づく土地所有者等関連情報の提供事務
 - ウ 横浜市立高等学校学び直し支援金支給事務
 - 工 横浜市立高等学校定時制教科書給与事務
 - オ 横浜市会Wi-Fi関係事務に係る市会議員の名簿管理について
- (3) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告
 - ア よこはまグッドバランス賞認定企業交流会の運営に係る企業担当 者との連絡調整及び参加申込受付管理業務
 - イ シンポジウム「女性と少女が変えるアフリカの未来~ビジネスを 通じた社会変革の可能性~」の運営に係る参加申込受付管理業務
 - ウ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定にかかる専門家 派遣における企業担当者との連絡調整業務
 - エ 「女性トップマネジメント養成セミナー」の運営に係る受講者管理 業務
 - オ 横浜市子育て支援員研修(地域保育コース 地域型保育)事業業務 委託
 - カ IR(統合型リゾート)市民説明会申込受付等業務委託
 - キ IR(統合型リゾート)市民説明会実施運営等業務委託
- (4) 委託先個人情報保護管理体制(1件)
- (5) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(8件)
- (6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(5件)
- (7) 個人情報ファイル簿変更届出書(1件)
- (8) 個人情報ファイル簿廃止届出書(1件)
- (9) 令和元年度下半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について

4 その他

- (1) 令和元年度実績報告
- (2) 令和元年度個人情報漏えい事故件数
- (3) 個人情報漏えい事案の報告(令和2年3月14日~令和2年6月19日)
- (4) その他

日 時	令和2年6月24日(水)午後2時10分~午後4時40分
開催場所	市庁舎3階市民情報課会議室
出席者	中村委員、大谷委員、加島委員、新田委員、三品委員、吉田委員
欠 席 者	板垣委員、鈴木委員、土井委員
開催形態	一部非公開(傍聴者なし)
決定事項	・審議事項(1)から(15)までについて、承認する。
	・報告事項及びその他について、了承する。
議事	【開会】
	(事務局) それでは、ただ今から第182回横浜市個人情報保護審議会を開

会いたします。

はじめに、本日の定足数について御報告いたします。

本日は、板垣委員、十井委員から御欠席の御連絡をいただいており、 また、鈴木委員からは、この後の各委員からの就任の御挨拶後に御退席 される旨の御連絡をいただいておりますが、ほか6名の委員の御出席 をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第 2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しております ことを御報告いたします。

なお、本日は、新たな任期による委員の委嘱後、最初の審議会となり ますので、会長が選出されるまでの間、私が会議の進行を務めさせてい ただきます。

審議に先立ちまして、新たに委嘱させていただいた委員もおられま すので、委員の皆さまからひとことずつ御挨拶をいただけますでしょ うか。まず、第10期から引き続き就任いただきました委員の方から、五 十音順に御挨拶をお願いいたします。

【各委員御挨拶】

【会長の選出】

(事務局) それでは、会長の選出を行います。

横浜市個人情報保護審議会規則第3条第1項の規定により、会長は 委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様、いかかで しょうか。

(加島委員) 中村委員に会長をお願いします。中村委員は、平成28年6月に 就任以来、弁護士として各案件に専門的見地から適切な助言・指摘を 行ってきました。前・花村会長を補佐し、円滑な進行に寄与しました。

ただいま、中村委員を御推薦いただきましたが、いかがでしょ (事務局) うか。

(各委員) <異議なし>

中村委員いかがでしょうか。 (事務局)

(中村委員) 謹んでお受けいたします。

ありがとうございます。それでは、中村委員、ひとこと御挨拶 (事務局) をいただけますでしょうか。

【中村会長御挨拶】

(事務局) それでは、この後の議事につきましては、会長にお願いいたし

ます。

【会長職務代理者の指名】

(中村会長) それでは、引き続き、議事を進めたいと思います。

まず、会長の職務代理者の指名を行います。

横浜市個人情報保護審議会規則第3条第3項によりますと、会長の職 務代理者は会長の指名によることとなっております。

私といたしましては、土井委員を指名したいと思います。

(事務局) それでは、事務局から土井委員にその旨を連絡いたします。

【第三者評価委員会委員及び委員長の選出】

- (中村会長) つづきまして、第三者評価委員会の委員及び委員長の指名に 移りたいと思います。第三者評価委員会委員の指名等について、事務局 から説明をお願いします。
- (事務局) 審議会の部会である「横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会」は、横浜市個人情報の保護に関する条例第58条の2第4項の規定により、審議会の委員1名以上及び専門委員をもって組織すること、横浜市個人情報保護審議会規則第5条の規定により、審議会会長が委員及び委員長を指名することとなっています。

お手元に、第三者評価委員会委員予定者の名簿をお配りしております。

保路 加島 委員 齋藤 宙也 委員 砂川 佳子 委員 寺田 麻佑 委員 美奈子 委員 松 光安 豊史 委員

以上6名の方々です。寺田委員、松委員については、6月から新たに 委員となられます。

なお、第三者評価委員会の開催は、コロナウイルス感染症拡大防止の ため、現在見合わせております。

(中村会長) ただいま事務局から説明がありましたが、会長指名ということですので、私から指名させていただきます。

それでは、6名の方々を規則第5条第1項の規定に基づき、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の委員として指名します。

次に、規則第5条第2項の規定に基づき、第三者評価委員会の委員長 を指名します。

委員会からは調査報告等をしていただく必要がありますので、審議 会の委員となる加島委員に引き続きお願いしたいと思います。

(加島委員) 了解いたしました。

【WEB会議の開催の承認】

(中村会長)では、本日の審議事項の審議に入る前に、横浜市個人情報保護 審議会規則第7条の規定に基づき、私から、本日の審議会の開催方法に ついて、委員の皆様にお諮りさせていただきます。 事務局から事前に御連絡しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、当審議会を、当面の間、WEB会議による方法にて開催したいと思います。

WEB会議による開催に当たって、お手元にお配りしております「横浜市個人情報保護審議会WEB会議実施要綱」を御覧ください。当審議会として当該要綱を定めることとし、同要綱第2条の規定に基づき、当面の間、WEB会議による方法にて開催したいと考えますが、いかがでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) ありがとうございます。

それでは、第182回横浜市個人情報保護審議会は、WEB会議による方法での開催といたします。なお、音声が送受信できなくなった場合には、退席したものとみなしますので、御承知おきください。

1 会議録の承認

(中村会長) それでは、議事に入ります。

はじめに、第181回審議会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆さまに送付しておりますが、何か御意見等はございますか。

特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

(中村会長) 続いて、審議事項の審議に入ります。

なお、本日の審議のうち、案件15「是正の申出に係る処理案について」 は、非開示情報を取り扱うため非公開とさせていただきます。

まず、事務局から連絡があるようです。

(事務局) 案件1から案件7までの審議案件は、休会となった5月審議会で審議を予定されていたものです。これらの案件は、所管課における事務開始のスケジュールがあり、市民サービスにも影響を生じることが懸念されたため、やむを得ず事務局において内容を精査させていただいたうえで、事務を開始させていただきました。

各委員の皆さまには、事務局から事前に審議資料を送付させていた だき、内容についての御質問・御意見を個別に御連絡いただいておりま す。

本日は、時間の関係上、案件の概要等の説明は省略させていただき、 事前にいただいた御質問・御意見に対する所管課からの回答から始め させていただきます。また、1件当たりの審議時間は5分を目安に進行 させていただければと存じます。

(1) 【案件 1】横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける「オンラインでのセカンドオピニオン提供サービスに係る事務」につ

いて(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(中村会長)まず、案件1「横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける「オンラインでのセカンドオピニオン提供サービスに係る事務」について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) 審議資料の訂正が2点ございます。

1点目は、別冊資料 13 ページ、「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「①基本的事項」から、「問診票」を削除しました。これに伴い、「④心身の状況」欄のチェックを全て外しました。

また、「要配慮個人情報」欄は、「含まない」に修正しました。

2点目は、ストライプ社のクレジットカード決済は当面サービスを 行いません。後日請求書払で対応することに変更しています。

事前にいただいた御質問について回答いたします。

中村委員から、業務パソコンは、オンライン診療専用のものか、インターネットを通じて内部の情報が外部に漏出する危険性はないか、という御趣旨の御質問をいただきましたが、本件業務においては、専用のパソコンを使用しており、パスワード入力後に起動しています。当該業務パソコンの保管については鍵付き書庫で施錠管理をしています。

次に、別冊資料7ページ、「4 個人情報の管理体制」【電子計算機の結合】の表中に「アクセス権限を有する者も、ログインしない限り全ての情報は閲覧できない」とあるが、閲覧できるのはどのような情報か、という御趣旨の御質問をいただきましたが、閲覧できる情報は、申込者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス及び予約日時です。

次に、横浜市立大学附属市民総合医療センターで現在行われているセカンドオピニオン外来では、主治医からの診療情報提供書や検査データを持参することが必要とされているようだが、今回のオンラインでのセカンドオピニオン提供サービスでは、そのような情報のやり取りはないと考えてよいか、という御趣旨の御質問をいただきましたが、オンラインでのやり取りは一切行いません。診療情報提供書や検査データ等については、事前に郵送で提供してもらいます。

鈴木委員から、セカンドオピニオンは保険診療に該当しないため、保 険者情報は入手しないという理解でよいか、という御趣旨の御質問を いただきましたが、そのとおりです。

次に、別冊資料8ページ、「4 個人情報の管理体制」【事務の委託】の表中に、事務の委託の契約上の措置に、「個人情報の取扱の全部又は一部を委託する場合がある」と書いてあり、ストライプ社への委託を想定している記載があるが、この文言だけでは他者への委託も可能なように読める、ストライプ社以外への委託はしない旨、何か文書で確認しているか、という御趣旨の御質問をいただきましたが、これは、記載の仕方に問題がありました。当病院がストライプ社への決済サービスの委託を想定しているわけではなく、ストライプ社提供の決済代行サー

ビスをメドレー社が利用しています。委託契約ではないので、訂正します。また、メドレー社がストライプ社へのサービス利用の申込みを行っています。企業間での文書の確認はできていませんが、メドレー社がストライプ社以外の他決済サービス会社を利用する可能性はあるかもしれません。ただ、変わったとしても、決済取引における安全性が確認できる「PCIコンプライアンス」に準拠した企業になります。

次に、同じ8ページの「廃棄方法」の欄に「当院からの求めに応じて 廃棄履歴の確認を行う」とあるが、具体的にどのような廃棄確認を行う 方針か、という御趣旨の御質問をいただいておりますが、患者から削除 についての問合せがあった場合に確認することを想定しています。

次に、別冊資料 9 ページ、「5 取り扱う個人情報」においては、実施機関における個人情報の保存期間は、原則「永年」とされているが、要配慮個人情報を含む情報の保存が永年である必要性はあるのか、という御趣旨の御質問をいただきましたが、要配慮個人情報である問診表についてはオンラインで扱わないよう運用を改めました。

次に、取り扱う個人情報の保存期間について、申込者自身がアカウントを削除した場合には、全情報が削除されるのか、という御趣旨の御質問をいただきましたが、そのとおりです。

新田委員から、受診表はクレジット決済となるため、クレジットカード情報が漏えい・悪用されないよう強化・管理を徹底してほしいとの御意見をいただきましたが、当面の間、クレジットカード決済は行わず、後日の請求書払で病院に直接振り込むよう変更しました。

加島委員から、アカウントの削除はどのように行うのか、また、アカウント削除の申込者への説明はどのように行うか、という御趣旨の御質問をいただきましたが、これは、メドレー社のサービスを利用するためのアカウント登録になります。申込者がメドレー社のサイトにおいて、アカウント削除の手続をします。メドレー社のアカウント登録時に、利用規約とプライバシーポリシーの確認を求めており、アカウントの削除については、そこで説明されています。

次に、クリニクスに録画・保存できないことの確認をどのように行うのか、という御質問をいただきましたが、通信そのものが暗号化されており、URLも使い捨てとなります。また、AWS(アマゾン社のウェブサービス)のクラウドサーバを介して通信していますが、サーバ内でも暗号化された情報は一切解かれず、データの転送のみが行われる旨、担当者に文書で確認しました。

次に、現在、診療を受けている病院、かかり付けの医師等が、オンライン提供サービスにおける個人情報管理について心配すると思うが、どのように説明するのか、という御質問をいただきましたが、診療情報提供者や問診表、検査データ等はオンライン上でのやり取りは一切行われず、全て郵送で行います。

次に、センター病院のホームページを見ると、現在はてんかんと心臓 血管外科のみのようだが、センター病院でも同じか、という御趣旨の御 質問をいただきましたが、当院は一部診療科から開始して、最終的には 全科に展開する予定です。

大谷委員から、受診者の利用規約に記載されている利用者のデータに関する個人情報保護方針については、利用者に分かりやすく示されることが必要だという御趣旨の御意見をいただきましたが、メドレー社のサービスを使用するためにアカウント登録してもらう際に、利用規約と併せてプライバシーポリシーの確認・同意が求められていますので、そこで説明がされます。

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。委員の皆さんは、事前に相当細かく質問しているので、今の説明で納得いただいたということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】産業医職場巡視業務委託について(個人情報を取り扱う 事務開始届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件2「産業医職場巡視業務委託について」の御説明を お願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) 事前にいただいた御質問について回答いたします。

中村委員から、別冊資料16頁の中段「3 審議に係る事務」【事務の委託】の表中「個人情報の取扱い」に何度か、「送付」と出てくるが、送付の具体的な方法は何か、という御趣旨の御質問をいただきましたが、同ページ中の「【個人情報の取扱い】」の本文後段にあるとおり、「郵送又は手渡し」としており、このうち郵送方法は、簡易書留を予定しています。手渡しは、委託業者が事務連絡等で来庁の際に行うことを予定しています。

次に、別冊資料20頁、「個人情報を取扱う事務開始届出書」において、「④心身の状況」に「その他傷病」と記載されている一方、下の「要配 慮個人情報」は「含まない」となっているが、これは正しいのか、という御質問をいただきましたが、これは「含む」に訂正します。

(中村会長) ただいま御説明がありました案件 2 につきまして、ほかに御質問、御意見がなければ、承認とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

(3) 【案件3】認定・利用調整事務におけるRPA・AI-OCR導入委託についてについて(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件3「認定・利用調整事務におけるRPA・AI-〇

CR導入委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) 事前にいただいた御質問について回答いたします。

鈴木委員から、電子申請の切替えでなく、RPA、AI-OCRとした理由は何か、という御趣旨の御質問をいただきましたが、今回の認定利用調整事業は、申請書のほかに保護者の就労証明書等、添付資料が非常に多く、これを電子申請化するには相当の時間と費用がかかると予想されます。そのため、今回、RPAとAI-OCRを導入し、より迅速に事務の効率化を図ります。

加島委員から、2月26日の第180回横浜市個人情報保護審議会で、就学援助のRPA、AI-OCRについて審議したが、その際に小嶋委員が指摘したOCRの精度や個人情報の登録等に問題はないか、また、RPA処理ソフト「ウィンアクター」の評価はどうか、という御趣旨の御質問をいただきましたが、教育委員会事務局学校支援・地域連携課に実施状況を確認したところ、OCRの読取精度は95パーセントです。ウィンアクターも使い勝手に問題なく、順調に事務を進めています。

また、実証実験1、2の後、本格導入とのことだが、実証実験の評価に個人情報管理やセキュリティの項目はあるのか、という御趣旨の御質問をいただきましたが、実証実験の評価では、個人情報管理やセキュリティについても評価を予定しています。

大谷委員から、別冊資料23ページ、「2 事務全体の概要」の【事業の流れ】(6)で、文字データをCSVファイルに出力する作業があり、別冊資料24ページ、「3 審議に係る事務」【電子計算機処理の開始】の表中【電子計算機処理の具体的内容】では、パスワード付USBメモリ又はオンプレミスサーバ内に保存されるとあるが、CSVデータ化されるとファイル単位での暗号化が難しく、可読性が高くなる、USBメモリの紛失や目的外の利用がないよう管理することが必要だが、誰がどのように対応するのか、という御趣旨の御質問をいただきました。今回の内容では実証実験1のみとなっていますが、USBメモリは、職員が施錠できる書架等に保管する等の管理をする予定です。また、実証実験2以降で使用するオンプレミスサーバについても、所管課執務室内のサーバラックに保管し、ラックを施錠する等の管理をする予定です。

また、別冊資料33ページ、実証実験1の「委託先個人情報保護管理体制」の資料中「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」の「(5) 個人情報の廃棄方法」には、CSVデータ等の自動的削除が述べられているが、本格導入の場合にはどうなるのか、という御趣旨の御質問をいただきましたが、実証実験1と同様、アップロード又はデータ作成後一定期間を経過した時点で、該当データが自動的に削除される予定です。

(大谷委員) CSVデータを格納するUSBメモリの管理についてはよく 分かりました。オンプレミスサーバは、市庁舎の中で管理するという説 明に聞こえます。オンプレミスサーバは市庁舎内にあるのですか。

(所管課) 実証実験2のオンプレミスサーバは、今回の実験に合わせて購入します。設置場所は、保育・教育運営課執務室内です。我々の事務ス

ペースは新市庁舎ではなく別のビルですが、当該執務室内で施錠管理 します。

(中村会長) それでは、案件3を承認するということでよろしいでしょうか

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】中核機関における成年後見制度利用促進事業について(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件 4「中核機関における成年後見制度利用促進事業について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) 事前の御質問はありませんでした。

- (三品委員)本人外からの個人情報の収集ということは、横浜市個人情報の 保護に関する条例第8条第5号に該当するものと思います。認知症や 障害といってもいろいろな程度があります。ごく初期の認知症で判断 力の衰えが著しくない人でも、本人の意向は考えずに本人外収集する のでしょうか。
- (所管課) 今回、対応状況一覧表に載せていく対象者については、今後、 成年後見制度につなげるべき人たちです。判断能力が不十分な人たち について、制度につなげていくための一覧表を作成しています。本人か ら情報収集の同意を得ることが困難な人に当たると解釈しています。
- (三品委員) 基本的には判断能力が衰えた人を中心に情報を収集するので、それに対して本人からの同意を得るというのは矛盾していることだろうかと思います。その点は理解できました。
- (中村会長) ほかに御意見はありませんでしょうか。ないようであれば、案件4を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件5】建築物の耐震改修の促進に関する事務について(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件 5「建築物の耐震改修の促進に関する事務について」 の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) 事前の御質問はありませんでした。

(中村会長) ほかに御意見はありませんでしょうか。ないようであれば、案件5を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件6】特別定額給付金について (個人情報を取り扱う事務開始 届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件 6「特別定額給付金について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) 事前にいただいた御質問について回答いたします。

鈴木委員から、別冊資料83ページの「再受託先②個人情報保護管理さ体制」の資料中「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」の「(2) 個人情報の保管場所」にある「両備IDCクラウド」の安全性について確認したいとの御趣旨の御質問をいただきました。両備IDCクラウドは、自然災害の少ない中国地方にあり、基礎免震ビルで2系統受電、24時間監視、72時間連続運転可能な自家発電装置が完備されたクラウドです。サーバ室までのセキュリティ区画には、監視カメラ、ICカード、生体認証を利用した各種装置を配置しています。給付金管理システムは、LGWAN及びインターネットと独立したVPN閉域網に接続する端末環境のみで利用可能です。

大谷委員から、別冊資料85、86ページの「再委託先個人情報保護管理体制」の資料に記載された口座情報入力事業者では、急きよ集められたアルバイト職員は、口座情報の入力でどのような注意喚起・指導を受けているか、業務実施の際の監督状況についてどのようになっているのか、という御趣旨の御質問をいただきました。口座情報を入力する2事業者については、雇用形態はアルバイトではあるものの、両者とも全て既存のスタッフで業務を行っています。全員、社内のセキュリティ研修を受講し、個人情報取扱特記事項の誓約書の提出も受けています。作業上でのセキュリティについては、IDによる入室制限、監視カメラ設置をしており、入力データもログの保管をしています。口座情報の入力作業時に、給付金管理システムに直接アクセスすることはありません。画像データ、入力データとも業務終了後に削除しています。

- (大谷委員)他の自治体等では、申請のチェックや口座情報の登録で苦労しているという報道が出ています。横浜市の事業では、作業体制の中で問題点等を感じたことがありますか。何か困ったことがありますか。
- (所管課) 横浜市でも他の自治体同様、やはり口座情報の不備や誤り等が 発生しています。内容等に応じて不備通知書で本人に知らせて、再度申 請してもらったりしています。

横浜市の課題としては、376万人、182万世帯の全国最大の自治体です ので、あらゆる行程において作業が膨大になり、時間がかかってしまう ことがあります。

(中村会長) それでは、案件6を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(7) 【案件7】子育て世帯への臨時特別給付金について(個人情報を取り 扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含 む。)

(中村会長) 次に、案件7「子育て世帯への臨時特別給付金について」の御 説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) 事前にいただいた御質問について回答いたします。

鈴木委員から、別冊資料96ページ、「3 審議に係る事務」【電子計算機処理の開始】の「(1)支給対象者の抽出」で、給付金の対象者と思われる方とは具体的にどのような人か、という御趣旨の御質問をいただきました。今回の給付金は、児童手当の受給世帯が対象です。今年の4月分の児童手当の受給者と、3月分の児童手当の受給者であって、対象児童が現在新高校1年生になっている世帯です。

次に、資料106ページ、「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の下から3つ目の「要配慮個人情報が含まれるか」の欄で、「含まない」と記載されていて、107ページの「個人情報ファイル簿兼届出書」も下の方に「要配慮個人情報」を「含まない」と記載されている。DVの被害者等であることは要配慮個人情報に該当しないのか、という御趣旨の御質問をいただきました。要配慮個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例第2条第5項で定義されているとおりであり、DV被害者に関する情報は要配慮個人情報に該当しません。

(中村会長) それでは、案件7を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで 10 分間の休憩とします。

- (8) 【案件8】人事給与システムとの連携に係るアカウント管理システム の改修及び運用について(個人情報を取り扱う事務変更届出 書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)
- (中村会長)続いて、案件8以降の審議に入ります。案件8から案件15までは、6月審議会での審議を予定していた案件ですので、通常どおり、業務主管課から説明をお願いします。まずに、「人事給与システムとの連携に係るアカウント管理システムの改修及び運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件8につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

- (所管課) 委託先での個人情報の保護管理体制について、事前に委員から 御質問をいただき、確認しましたところ、訂正すべき箇所がありました。資料8ページの「委託先個人情報保護管理体制」、9ページの「(1) 作業施設の入退室の管理」の時刻の記録が「有」、「用紙記入」となっていますが、再度確認したところ、ICカード等によるIDの記録と、カメラや生体認証等による入退室の記録をしているということでしたので、そちらにチェックをし、「用紙記入」のチェックは削除します。
- (三品委員) 資料 7ページの「5 取り扱う個人情報」の対象者 1 の個人情報の種類の欄に、「採用事由、退職事由」があります。 9ページの図にも記載されています。具体的にはどんな事柄を示すものですか。

(所管課) 退職したときの理由がコードで入っています。

(三品委員) どんなコードですか。「定年」等という項目ですか。

(所管課) 採用の場合は「新規採用」等で、退職の場合は「定年」等です。

(中村会長) 採用事由や退職事由のコードを情報として扱う必要性は何ですか。

- (所管課) 横浜市立大学の職員の場合、出入りが多いため、以前までどういう形で登録されていたかを確認し、継続等の判断をします。
- (中村会長) それでは、案件8を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

- (9) 【案件9】令和2・3年度オンライン健康医療相談モデル事業における成果連動型業務委託について(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
- (中村会長) 次に、案件9「令和2・3年度オンライン健康医療相談モデル 事業における成果連動型業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

- (中村会長) ただいま御説明がありました案件9につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。
- (加島委員) 平成30年度と令和元年度のときにも、前会長から「事業としては大変素晴らしいが、成果はどうなっているのか審議会でも聞きたい」とありました。平成30年度と令和元年度についての成果は、今回の事務が終わってから出るのですか。
- (所管課) 平成30年度については、結果が出ています。サービス提供者からの報告を説明します。まず、アンケートと医療費データの分析をしました。参加者のうち「身近に相談できる人がいる」と回答した人の方が、「いない」と回答した人より医療費が少ない傾向にありました。事前事後のアンケート結果から、小児科オンラインを利用した人は、「オンラインが身近な相談先になった」ことがわかりました。

しかし、相談サービスを利用できる参加者群と、サービスを利用して いない対象群の小児医療費の比較分析をしたところ、全体としては サービスを利用していた人の方が相対的に外来受診の日数や医療費が 高い傾向でした。この結果について、専門家の見解では、「比較調査の 限界点として、参加者群と対象群の基本属性に差があった可能性があ る」ということでした。サービス参加者群は事業に自ら参加した人で す。比較対象となる群は、住民基本台帳のデータから生年月日、居住地、 第一子という条件をマッチングした上でランダムに抽出していまし た。周囲に相談者がいるのか、外交的であるか等の内面の属性が、参加 者群と対象群で異なる可能性がありました。参加者群の方が、相対的に 医療費が高かった原因としては、参加者群が平均に比べ、周囲に相談者 が少なく、医療機関を受診しやすかった可能性もあります。参加後のア ンケート結果で、参加者の70パーセントが「4か月の事業期間中に小児 科オンラインの利用により、病院やクリニックを受診せずに済んだこ とがあった」と回答しています。もともと一般集団よりも病院にかかり やすい属性があったと考えられる参加者群での外来受診適正化には一 定の効果があったと考えられます。

令和2年から令和3年度にかけては、介入群と対象群をランダムに 割り振ることにより、より厳密に比較できるランダム化比較治験の手 法を取り入れていきます。

(中村会長) この令和2年度、3年度の事業も事後報告してもらえればと思います。

それでは、案件9を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(10) 【案件 10】ひとり親世帯等への臨時特別給付金(市)について(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件 10「ひとり親世帯等への臨時特別給付金(市)について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件10につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(新田委員) 給付金は、申込みをして了解が得られた時点で一律に口座に振り込まれるわけですか。

(所管課) 給付対象者の情報は既に得ています。特に申込手続は必要ありません。お知らせを発送し、辞退がなければ受給の意思が確認できるので、こちらで持っている口座に振り込みます。

(新田委員) 手当や給付金を別の口座に振り込ませて不正に得ようとする

親がいるといううわさを聞きました。もう一度口座を確認して振り込んでください。

(中村会長) それでは、案件10を承認するということでよろしいでしょうか

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

- (11) 【案件 11】ひとり親世帯臨時特別給付金(国)について(個人情報 を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書 を含む。)
- (中村会長)次に、案件11「ひとり親世帯臨時特別給付金(国)について」 の御説明をお願いします。
- (事務局) <所管課及び審議事項について説明>
- (所管課) <資料に基づき説明>
- (中村会長) ただいま御説明がありました案件11につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。
- (中村会長) 受付センター等の業務の受託者はまだ決まっていませんか。
- (所管課) まだです。これから選定します。
- (中村会長) それでは、案件11を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(12) 【案件 12】医療関係統計事務の一部委託について

- (中村会長) 次に、案件 12「医療関係統計事務の一部委託について」の御 説明をお願いします。
- (事務局) <所管課及び審議事項について説明>
- (所管課) <資料に基づき説明>
- (中村会長) ただいま御説明がありました案件12につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

特にないようであれば、案件12を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(14) 【案件 14】直接請求に係る署名簿データ入力作業委託について

(中村会長) 次に、案件 14「直接請求に係る署名簿データ入力作業委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件14につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(中村会長) 数十万筆の署名簿が出てきたとき、市がその写しを作るのですよね。

(所管課) 市が写しを作って渡します。

(中村会長) それ自体が膨大な量になりますね。

(所管課) 一度に提出されるのでかなりの量になります。

(中村会長) これだけの短時間でやらなければいけないのですよね。

(所管課) はい。

(新田委員) 私はときどき選挙の手伝いをします。選挙人名簿にたまに間違いがあります。引越しして選挙の場所が違ったり、名前の送り仮名が違ったりします。ミスがないように丁寧にやるのは大変だと思いました。

(中村会長) できるだけミスがないようにお願いします。

(中村会長) それでは、案件14を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

- (13) 【案件 13】長期優良住宅認定申請台帳システムの構築及び運用について(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)
- (中村会長) 次に、案件 13「長期優良住宅認定申請台帳システムの構築及 び運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

- (中村会長) ただいま御説明がありました案件13につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。
- (大谷委員) 資料60ページ「3 審議に係る事務」【事務の委託】の「(2) データの移行」に、台帳システムにデータを移行するに当たり「メール誤送信抑止システムや大容量ファイル転送サービスを用いる」と書かれています。もともとこの台帳システムは、庁内の既存サーバ上に構築するということですよね。平成21年からの全ての申請データは、庁外に移転する必要はないのではないかと思いますが、庁内の通信であってもこういったサービスを利用する必要があるのでしょうか。
- (所管課) この新しいシステムは、現在のエクセルファイルが入っている サーバとは別のサーバを構築します。庁内から庁内への移動ではあり ますが、システム開発業者で作業等を行う際に一旦データを送ります。 それを新しいサーバに移します。
- (大谷委員) データを構築する前に、一度庁外のビープラネッツの環境に データを移して、それをまた新しいサーバに流し込むフローを考えて いるのでしょうか。

- (所管課) そのとおりです。
- (大谷委員) ビープラネッツでの作業はどのぐらいの期間を想定していますか。
- (所管課) 審議が了承されれば、7月頃からデータを渡し、9月頃までテスト期間を設け、移行データの整理等をしてもらいます。日々データがどんどん積み重なっていきます。11月頃には仮稼動を考えています。11月に古いデータを全部新しい台帳に載せ替えていきます。1月に本稼動を考えています。そこで今までのデータを全部載せ替えて、うまくいくかどうかを見てもらって、終わりになります。
- (大谷委員)資料63ページ「委託先個人情報保護管理体制」の資料には、ビープラネッツのアクセスログ保存期間が3か月とありますが、今の説明では、実際には、それ以上の長期間にわたり、作業が行われるのですね。アクセスログの保存期間はもっと長くしてもらうのも一つの案です。長くできない仕組みになっているようなら、ログが残っている間に、不正や情報漏えいが発生していないか、チェックした結果を所管課に報告してもらったらよいと思います。委託期間中、問題がないよう確認を続けてください。
- (所管課) アクセスログの保存期間の延長について受託者と協議します。 (中村会長) 大谷委員の意見はもっともです。今後も委託の際には、委託期間を考慮した上でアクセスログを保存するよう考えていきたいと思います。

そのほか、特にないでしょうか。それでは案件13を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) 次に、案件15の「是正の申し出に係る処理案について」ですが、 本件は非開示情報を取り扱うため非公開とする関係上、本日の最後に 審議することとしたいと思います。

3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告
 - ア 横浜市南浅間保育園防犯カメラ運用事務
 - イ 市庁舎防犯カメラ運用事務
 - ウ 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターの防犯カメラ運用事務
- (2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
 - ア 子どものまちづくりイベント Mini Mini Midori
 - イ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条第2 項に基づく土地所有者等関連情報の提供事務
 - ウ 横浜市立高等学校学び直し支援金支給事務
 - 工 横浜市立高等学校定時制教科書給与事務

- オ 横浜市会Wi-Fi関係事務に係る市会議員の名簿管理について
- (3) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告
 - ア よこはまグッドバランス賞認定企業交流会の運営に係る企業担当 者との連絡調整及び参加申込受付管理業務
 - イ シンポジウム「女性と少女が変えるアフリカの未来~ビジネスを 通じた社会変革の可能性~」の運営に係る参加申込受付管理業務
 - ウ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定にかかる専門家 派遣における企業担当者との連絡調整業務
 - エ 「女性トップマネジメント養成セミナー」の運営に係る受講者管理 業務
 - オ 横浜市子育て支援員研修(地域保育コース 地域型保育)事業業務 委託
 - カ IR(統合型リゾート)市民説明会申込受付等業務委託
 - キ IR(統合型リゾート)市民説明会実施運営等業務委託
- (4) 委託先個人情報保護管理体制(1件)
- (5) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(8件)
- (6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(5件)
- (7) 個人情報ファイル簿変更届出書(1件)
- (8) 個人情報ファイル簿廃止届出書(1件)
- (9) 令和元年度下半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について

4 その他

- (1) 令和元年度実績報告
- (2) 令和元年度個人情報漏えい事故件数
- (3) 個人情報漏えい事案の報告(令和2年3月14日~令和2年6月19日)
- (4) その他
- (中村会長) それでは、次に「3 報告事項」及び「4 その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担 当係長から御説明いたします。
- (事務局) <資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。報告事項及 び漏えい事案の報告について了承するということでよろしいでしょう か。 (各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

2 審議事項

(15) 【案件 15】是正の申出に係る処理案について

【以下、横浜市の保有する情報公開に関する条例第31条第2号及び同条第3号、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、非公開で審議】

<答申案について検討し、以下のとおり決定>

■ 答申の内容は原案のとおりとし、細かな文言を修正の上、答申手 交を行う。

(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を 確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、7月29日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願申し上げます。

後日、御連絡を差し上げますが、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。

【閉 会】

資 料 特記事項

- 1 資料
 - (1) 第182回横浜市個人情報保護審議会次第
 - (2) 第182回横浜市個人情報保護審議会追加資料
- 2 別冊資料

横浜市個人情報保護審議会審議資料(審議事項(5月審議会相当分))

3 特記事項

次回は令和2年7月29日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)

本会議録は令和2年7月29日第183回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確 定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規